

様式第1号（第6条関係）

揖斐川町普通財産の公売

揖斐川町普通財産について、一般競争入札による売払いを行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び揖斐川町契約規則第2条の規定に基づき公告します。

令和8年5月22日

揖斐川町長 岡部 栄一 印

記

1 売払い物件

所在地	区分	数量	備考
揖斐川町脛永字五反田467番地19	宅地	230.71m ²	物件番号1
揖斐川町脛永字五反田467番地20	宅地	230.71m ²	物件番号2

2 最低売払い予定価格

売払物件の最低売払い予定価格は、3,068,000円（物件番号1）、3,230,000円（物件番号2）とする。

3 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役員若しくは構成員
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による更生手続開始の申立てがされている者
- (4) 市区町村民税の滞納がある者
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定された公有財産に関する事務に従事する町職員
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった日から3年以内の者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (7) 次の各号のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号に該当する者
 - イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ウ 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 役員等が暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している者
 - オ 役員等がその属する法人等又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に

- 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- キ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、これを利用している者

4 入札参加申込

- (1) 入札参加希望者は、事前に決められた期日までに一般競争入札参加申込書を提出してください。不備等があるときは、入札に参加することはできません。

(2) 提出期日

① 持参の場合

令和8年6月19日(金)17時までに揖斐川町役場総務部財政課企業誘致推進室に提出してください。(土、日曜日及び祝日を除く。)

② 郵送の場合

令和8年6月19日(金)15時必着で、簡易書留により以下まで送付してください。

〒501-0692

岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地

揖斐川町役場総務部財政課企業誘致推進室 あて

5 入札案内書の配布、契約条項の提示場所

- (1) 期間 この公告日から令和8年6月19日(金)まで(土、日曜日及び祝日を除く。)

- (2) 場所 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地

揖斐川町役場総務部財政課企業誘致推進室

6 入札及び開札日時、場所及び入札の方法等

- (1) 入札 令和8年6月26日(金)

【物件番号1】9時00分、【物件番号2】9時10分

- (2) 開札 入札締切り後即時

- (3) 場所 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地 揖斐川町役場2階 第3会議室

- (4) 入札の方法等

- ① 入札は、入札書及び入札用封筒に必要事項を記載して、記名押印の上で封印をし、入札当日に入札箱に投函してください。
- ② 郵送による入札は、認めません。
- ③ 代理人が入札するときは、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要です。
- ④ 入札者は、その理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることは出来ません。
- ⑤ 入札の執行回数は、2回を限度とします。

7 入札保証金に関すること

一般競争入札者は、入札金額の100分の5(1円未満切上げ)以上の額の入札保証金を入

札開始前に納めてください。

8 無効入札に関すること

次に掲げる場合は、その入札は無効とします。

- ① 公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札したとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 入札者が契約担当者の定めた入札条件に違反したとき。
- ⑦ 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- ⑧ 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑨ 入札書に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）、その他必要な記載事項を確認できないとき。
- ⑩ 入札書の記載金額が訂正されているとき。

9 契約条件

入札の物件については、契約書において次の制限が付されます。

- (1) 売払物件を次に掲げる用途の目的として使用してはならないものとする。
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗特殊営業の用に供すること。
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団の事務所（同法第15条第1項の事務所をいう。）の用に供すること。
 - ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供すること。
 - ④ 前3号に定めるほか、売払い物件を公序良俗に反する用途に供すること。
 - (2) 売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、当該第三者に前項に定める用途の制限をその残存期間中承継させなければならない。
 - (3) 売払物件について、第三者に対し地上権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、当該第三者と締結する契約に第1項に定める用途の制限をその残存期間中付さなければならない。
- (注) 上記条件に違反した場合には、町が定める金額（契約時の3割）を違反金として支払わなければならない。

10 その他注意事項

- ① 売払物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。
- ② 入札保証金は、落札者を除くほか、入札後に還付します。
- ③ 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を町に支払わなければなりません。
- ④ 契約及び所有権移転登記に要する費用、不動産取得税は落札者の負担とします。

※ この公告に関するお問い合わせ先…揖斐川町役場総務部財政課企業誘致推進室